

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	中部水産株式会社
【英訳名】	CHUBU SUISAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 脇坂 剛
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区川並町2番22号
【電話番号】	(052)683 - 3001
【事務連絡者氏名】	経理部長 臼井 敬人
【最寄りの連絡場所】	名古屋市熱田区川並町2番22号
【電話番号】	(052)683 - 3001
【事務連絡者氏名】	経理部長 臼井 敬人
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第79回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
 2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

- 第1号議案 剰余金の配当の件
 期末配当に関する事項
 イ 配当財産の種類
 金銭
 ロ 配当財産の割当に関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき金45円 総額 79,250,220円
 ハ 剰余金の配当が効力を生じる日
 2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件
 定款を以下のとおり、一部変更するものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	(附則) 1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役7名選任の件

脇坂 剛、岡 誠、宮野恒広、中村栄二、平田祐一、牧原章仁、杉本達哉を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	12,919	202	-	(注)1	可決 97.4
第2号議案	12,921	200	-	(注)2	可決 97.4
第3号議案				(注)3	
脇坂 剛	12,913	208	-		可決 97.3
岡 誠	12,913	208	-		可決 97.3
宮野恒広	12,916	205	-		可決 97.3
中村栄二	12,916	205	-		可決 97.3
平田祐一	12,916	205	-		可決 97.3
牧原章仁	12,916	205	-		可決 97.3
杉本達哉	12,916	205	-		可決 97.3

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

4. 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。

本総会に出席した株主の議決権（事前行使した株主及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使した株主及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。